

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

- 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則
- 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県水源地域保全条例施行規則
- 福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

一〇五五

規則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県水源地域保全条例施行規則及び福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十四日

福島県規則第五十三号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

第一条 福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、〇三五円」を「一、二八七円」に改める。

第二条 福島県旅費取扱規則の一部を次のように改正する。
第二条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（職務の級）

第二条の二 この規則において「職務の級」とは、職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の級をいい、行政職給料表の適用を受けない者については、知事が定めるこれに相当する職務の級をいう。

いう。

（条例第二条第十号に規定する規則で定める者等）

第二条の三 条例第二条第十号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者
 - 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
 - 三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者
 - 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者
 - 五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者
 - 六 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者
 - 七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者
 - 八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
 - 九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等）をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）
- 2 条例第二条第十号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。
- 第三条を次のように改める。
- 第三条 削除
- 第四条中「他の職務を兼ねる者が」を「他の職務の級の者（知事等である場合には、当該者をいう。以下同じ。）を兼ねる者が、」に、「によつて」を「の級の者として」に、「兼ねる職務」を「当該者」に改める。
- 第五条及び第六条を次のように改める。
- （旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）
- 第五条 条例第三条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 条例第三条第一項第二号から第六号まで及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 二 条例第三条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第二十

二条、第二十四条第一項及び第二十八条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第三条第五項に規定する規則で定めるものは、条例第三十一条の二の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第十五条第一項各号、第十六条第一項各号、第十七条第一項各号及び第十八条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第七条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後手当（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條第一項並びに条例第七条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第三条第六項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合に、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

第七条の次に次の三条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道）

第七条の二 条例第六条第二項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとす

一 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第七条の三 条例第六条第三項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとす

一 海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第七条の四 条例第六条第四項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとす

一 航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（渡航雑費）

第八条 条例第六条第十二項の渡航雑費の額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして知事が別に定める費用の額とする。

第九条 削除

第十一条中「第十八条第一項第二号及び条例第二十六条第二号」を「第十八条第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例第十八条第二項の一キロメートルにつき規則で定める額は、二十五円とする。

3 私有自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に係る路程は、路程の計算について信頼するに足りるものとして知事が別に定めるものによるキロ程により計算した路程とする。

第十一条の次に次の三条を加える。

（宿泊費基準額等）

第十一条の二 条例第二十条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 知事等（知事及び副知事に限る。） 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）別表第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の内閣総理大臣等の欄に掲げる額

二 知事等（知事及び副知事を除く。） 省令別表第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の指定職員等の欄に掲げる額

三 知事等以外の職務にある者 省令別表第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に掲げる額

条例第二十條ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が

宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 業務上の必要から主催者指定の施設に宿泊しなければならないとき。

二 知事、副知事及び第二条各号に掲げる職にある者並びに県議会の議長、副議長及び議員（以下この号において「知事等」という。）の旅行に同行する者が知事等と同一又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

三 引率業務のため引率対象者と同一又は近隣の宿泊施設に宿泊する公務上の必要が認められるとき。

四 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（宿泊手当の定額等）

第十一条の三 条例第二十一条の二に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、省令別表第三の一の表に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第三の一の表に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第十一条の四 条例第二十二條に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は家用自動車若しくは道路運送法第八十條第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと第一号の規定により

算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第十二條の見出し中「加算」を「額等」に改め、同条第一項中「第二十三條第二項」を「第二十三條第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第二十三條第二号の規則で定める額は、職員が借り受ける住宅に係る家賃の月額（その額が五万一千円を超える場合は、五万一千円）に二を乗じて得た額（その額が当該住宅を借り受けるに当たつて、貸し主に支払う謝金、仲介業者に支払う手数料その他これらに類する金員の額（家賃又は敷金に相当するものとして支払う額を除く。以下同じ。）を超える場合は、当該額）とする。

第十三條を次のように改める。

（退職者等の旅費の細則）

第十三條 条例第二十八條第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が知事等であつた場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第十三條の次に次の一條を加える。

（遺族の旅費の細則）

第十三條の二 条例第二十九條に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 職員が条例第三條第一項第三号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 条例第三條第一項第四号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

く。)

2 遺族が前項第一号又は第二号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第九号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第十四条中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第二項を削る。

第十五条中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条中「から前条まで」を「及び第十五条」に改める。

第十九条中「移転料」を「転居費」に改める。

第二十一条中「第十五条第一項第四号」を「第十五条第一項第五号」に、「第十六条第一項第六号」を「第十六条第一項第四号」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(給与の種類)

第二十二條 条例第三十二條の二第三項に規定する給与の種類は、給与条例に規定する給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(同条例第十一条の規定による手当を含む。)、

超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当又はこれらに相当する給与とする。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条による改正後の福島県旅費取扱規則の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「第一条施行日」という。)以後に出発する旅行及び第一条施行日前に出発し、かつ、第一条施行日以後に完了する旅行のうち第一条施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち第一条施行日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第二条による改正後の福島県旅費取扱規則(以下「新規規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「第二条施行日」という。)以後に福島県旅費条例の一部を改正する条例(令和七年福島県条例第六十八号。以下「改正条例」という。)による改正後の福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号。以下「新条例」という。)第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第四項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、第二条施行日前に改正条例による改正前の福島県旅費条例(以下「旧

条例」という。)第二条第二号に規定する旅行命令権者が旧条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第三条第四項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、第二条施行日前に旧条例第二条第一項第二号に規定する旅行命令権者が旧条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発し、かつ、第二条施行日以後に新条例第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

4 新規規則第十三条及び第十三条の二の規定は、第二条施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となつた場合又は死亡した場合について適用し、第二条施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

5 新規規則第五条及び第六条の規定は、新条例第三条第五項及び第六項に規定する者が同条第一項、第三項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第三項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

6 改正条例附則第六項の規定により支給する旅費は、航海日当及び船員食卓料とする。

7 改正条例附則第六項の規定により支給する航海日当は、定けい港(調査船等が通常停泊し、若しくは係留する港であつて、調査船及び調査指導船にあつては知事、練習船にあつては教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。)を出港の日から同港に入港の日までの期間について、目的海域(目的地を含む。以下同じ。)の区分に従い、附則別表に規定する額によつて支給する。ただし、目的海域が遠洋区域にある場合の航海日当は、最後に本邦の港を出港した日から目的海域を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、当該額を支給するものとする。

8 改正条例附則第六項の規定により支給する船員食卓料は、乗船した日から下船した日までの期間について、附則別表に規定する額によつて支給する。ただし、現物をもつて給与される場合は、船員食卓料は支給しない。

9 改正条例附則第六項の規定により支給する航海日当及び船員食卓料は、同一航海において目的海域が二以上にわたるときは、額の多い方の定額によつて支給するものとし、天災その他やむを得ない事由によつてその区分を異にする目的海域に航海することとなつたときは、その異にした期間中に限り、額の多い方の定額によつて支給するものとする。

附則別表

区分	
航海日当(二日について)	平水区
	近海区
	近海区
	遠洋区
船員食卓料(二日について)	平水区
	近海区

備考

4 船員又は船員以外の職員が、調査船あづま又は調査指導船拓水により、平水区域及び沿海区域内の定けい港域（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）第一条に規定する港の区域及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七号）第六条第四項に規定する漁港の区域をいう。）から三十マイル以上離れた区域を航海した場合には、平水区域及び沿海区域の欄に定める航海日当定

(人事課)

(市町村行政課)

公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 水源地域（区域を変更する場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。）の指定の区域の案

二 前号に掲げる事項の縦覧場所及び期間
（水源地域の指定等の案に対する意見書）

第五条 条例第七条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 水源地域の指定の案についての意見

三 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

（土地の所有権等の移転等の届出）

第六条 条例第八条第一項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 土地売買等の契約に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面

三 土地売買等の契約に係る土地の形状を明らかにした図面

四 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

2 条例第八条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土地売買等の契約の当事者の連絡先及び業種

二 土地の所有権等の移転又は設定をしようとする者が法人である場合にあっては、担当者の氏名及び職名

三 土地売買等の契約に係る土地の権利について存続期間を定める場合にあっては、当該存続期間

四 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

3 条例第八条第二項第四号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

ア 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人

イ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第九条第一項の規定により設立された道路公社

ウ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社

エ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

オ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

カ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

キ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第四条の規定により指定された農地中間管理機構

ク 東日本高速道路株式会社

二 土地の所有権等の移転又は設定が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を要するものである場合又は同法第三条第一項各号若しくは第五条第一項各号のいずれかに該当するものである場合

4 条例第八条第四項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（様式第二号）に第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して行うものとする。

（立入調査等の身分証明書）

第七条 条例第九条第三項の身分を示す証明書は、立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第三号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、令和八年二月一日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
届出者
氏名又は名称・代表者氏名

福島県水源地域保全条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

土地の所有権等の移転 又は設定をしようとする者（売主等）	住所又は所在地	
	氏名又は名称・代表者氏名	
	担当者職・氏名 (法人である場合に限る。)	
	電話番号	
土地の所有権等の移転 又は設定を受けようとする者（買主等）	住所又は所在地	
	氏名又は名称・代表者氏名	
	電話番号	
	業種	☐ 林業 ☐ 不動産業 ☐ その他（ ）
契約に係る土地の権利 の種類及び内容	種別： ☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 地役権 ☐ 賃借権 ☐ 使用貸借による権利 内容： ☐ 移転 ☐ 設定	
	存続期間を定める場合	存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
契約締結予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在（地番）	地目	面積	現況
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合計	筆	m ²	
土地の所有権等の移転 又は設定後における土地 の利用目的	☐ 現況と同じ ☐ 現況と異なる（ ）		

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。
2 土地の所在の欄は、届出に係る土地について一筆の土地ごとに記入してください。
3 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記入してください。
4 この様式には、次の書類を添付してください。
(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
(2) 土地売買等の契約に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
(3) 土地売買等の契約に係る土地の形状を明らかにした図面
(4) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

様式第2号（第6条関係）

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地

届出者

氏名又は名称・代表者氏名

福島県水源地域保全条例第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の所有権等の 移転等の届出年月日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

(注) この様式には、土地の所有権等の移転等の届出書（様式第1号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るものについて、変更後の内容を明示したものを添付してください。

(1)

土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2)

土地売買等の契約に係る土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面

(3)

土地売買等の契約に係る土地の形状を明らかにした図面

(4)

土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

様式第3号（第7条関係）

(表)

第		号
立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
写真	所 属 職・氏名	
上記の者は、福島県水源地域保全条例第9条第2項の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。		
年	月	日公布
福島県知事		印

(裏)

福島県水源地域保全条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査等）

第九条 （略）

2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

福島県規則第五十六号

福島県栄養土法施行細則の一部を改正する規則

福島県栄養土法施行細則（昭和三十三年福島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

（復興・総合計画課土地水対策室）

（健康づくり推進課）